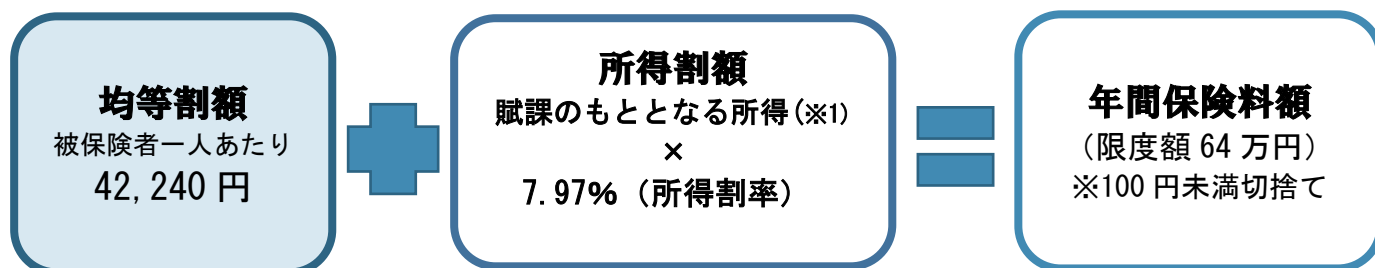


令和3年度 後期高齢者医療保険料納入通知書について

令和3年度の後期高齢者医療保険料の年額が決定しました。被保険者の皆様に納めていただく保険料については、別添、納入通知書を御確認していただき、適切な納付について御理解、御協力をお願いいたします。

1 保険料について

後期高齢者医療保険料額は、均等割額と所得割額（賦課のもととなる所得に所得割率をかけたもの）の合計です。



(※1) 「賦課のもととなる所得」とは、前年の総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得の金額（退職所得以外の分離課税の所得金額、土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の金額）の合計から、基礎控除額（最大 43 万円）を控除した額です。（ただし、繰越純損失額は控除されませんが、繰越雑損失額は控除されません。）

2 保険料の納め方について

年額 18 万円以上の年金を受給している被保険者は、原則として年金から保険料が差し引かれます（特別徴収）。それ以外の方は、納付書や口座振替によって個別に納めていただきます（普通徴収）。

なお、口座振替を希望する方は、別途手続きが必要となります。

また、年度の途中で 75 歳になられた方や住所の異動等の方は、普通徴収で納めていただきます。

- 特別徴収は、年金の受給額から年 6 回差し引かれます。

仮 徴 収			本 徴 収		
4 月 (1 期)	6 月 (2 期)	8 月 (3 期)	10 月 (4 期)	12 月 (5 期)	2 月 (6 期)

仮徴収とは…前年の所得が確定していないため、仮に算定された保険料が差し引かれます。
令和3年2月に年金天引きされた金額と同じ額を4月・6月・8月の年金から差し引きます。

本徴収とは…確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた保険料が3回に分けて差し引かれます。

- 普通徴収は、年 9 回の納付となります。

期別	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
納 期	7/16 ゝ 8/2	8/16 ゝ 8/31	9/16 ゝ 9/30	10/16 ゝ 11/1	11/16 ゝ 11/30	12/16 ゝ 12/27	1/16 ゝ 1/31	2/16 ゝ 2/28	3/16 ゝ 3/31

3 保険料の軽減等について

◎均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。

軽減割合は、同一世帯内の被保険者および世帯主（被保険者でない方も含む。）の所得金額の合計により判定されます。

令和3年度は昨年度、7.75割軽減の対象者が7割軽減に変わります。

軽減区分	同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得の合計額
7割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯
5割軽減	43万円＋28.5万円×世帯の被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯
2割軽減	43万円＋52万円×世帯の被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯

※軽減判定の基準日は毎年4月1日です。年度途中で資格を取得した場合は資格取得日が基準日となります。

◎会社の健康保険などの被扶養者であった方への軽減

後期高齢者医療保険に加入する前日まで会社の健康保険などの被扶養者であった方は、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減となり、当面の間、所得割額の負担がありません。

※国民健康保険、国民健康保険組合の被保険者だった方は、該当しません。

※被扶養者とは夫婦の一方や子などの勤め先の健康保険に扶養家族等として同じ健康保険に入っていた方です。

後期高齢者医療制度について御不明な点がございましたら、

- ・保険料については ⇒ 役場税務課 税務係（☎0225-54-3131 内線 181・182・183）
- ・保険料の納付に関する相談については⇒ 役場税務課 納税係（☎0225-54-3131 内線 185・186）
- ・保険証や医療費については ⇒ 役場町民生活課 国保年金係（☎0225-54-3131 内線 152・153）

へお問い合わせください。